

広島県告示第七百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十年九月一日

広島県知事 藤田雄山

名称	指定居宅サービス事業者		名称	居宅サービス事業所		サービスの種類	指定期間
	主たる事務所の所在地	所在地		名称	所在地		
株式会社大地	広島市中区吉島西一丁目一八―一〇二号	広島市中区吉島西一丁目一八番一―一〇二号	ヘルパーステーション虹の橋	広島市中区吉島西一丁目一八番一―一〇二号	訪問介護	平成二〇年八月一日	
アサヒサンクリーン株式会社	東京都北区上十条一丁目二番一五号	広島市南区皆実町四丁目六番一―五松本ビル一〇三号室	アサヒサンクリーン在宅介護センター広島南	広島市南区皆実町四丁目六番一―五松本ビル一〇三号室	訪問入浴介護	平成二〇年八月一日	
医療法人あすか	広島市安佐南区緑井二丁目一二番二五号	広島市安佐南区緑井三丁目四〇番二〇号	ショートステイいわや	広島市安佐南区緑井三丁目四〇番二〇号	短期入所生活介護	平成二〇年八月一日	
広島リハビリテーション福祉会株式会社	広島市安佐北区可部町桐原字中尾一〇五八番二	広島市安佐北区可部町桐原字小島四五二番四二	デイサービスふるさと	広島市安佐北区可部町桐原字小島四五二番四二	通所介護	平成二〇年八月一日	
株式会社ケアハート	三原市中之町二丁目一番二二号	三原市頼兼二丁目九番一〇号	ヘルパーステーションあすなろ	三原市頼兼二丁目九番一〇号	訪問介護	平成二〇年八月一日	
株式会社ケアハート	三原市中之町二丁目一番二二号	三原市頼兼二丁目九番一〇号	デイサービスセンターあすなろ	三原市頼兼二丁目九番一〇号	通所介護	平成二〇年八月一日	
医療法人紅十字会	福山市三吉町四丁目一番一五号	福山市三吉町四丁目一番一五号	総合病院三愛	福山市三吉町四丁目一番一五号	通所リハビリテーション	平成二〇年八月一日	
特定非営利活動法人ふれあいセンターたんぽぽ	江田島市大柿町大君六六七番地	江田島市大柿町大君六六七番地	ふれあい訪問介護事業所	江田島市大柿町大君六六七番地	訪問介護	平成二〇年八月一日	
株式会社藤岡	世羅郡世羅町本郷一〇二―一番地の一	世羅郡世羅町本郷一〇二―一番地の一	株式会社藤岡	世羅郡世羅町本郷一〇二―一番地の一	特定福祉用具販売	平成二〇年八月一日	